

特定入所者介護サービス費の「特例減額措置」について

【概要】

本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む。）が市町村民税を課税されている第4段階の方であっても、以下の全ての要件に該当する方については、申請することで、居住費のみ、食費のみ、または食費と居住費の両方を第3段階として特例的に給付が受けられる場合があります。

【対象要件】

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上
※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上
※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。（②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担（短期入所は除く）
- ③ 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下
※年間収入とは、公的年金等収入金額と年金以外の合計所得金額の合計額です。
※利用者負担の見込額は「介護サービス費」に「食費と居住費」を加えたもので、その他の日常生活費等は含めません。
※介護サービス費について、高額介護サービス費の支給がある場合は、支給額を差し引いた利用者負担額となります。
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、有価証券等の額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、世帯が居住用の家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

【申請について】

申請手続きについて詳しいことは、佐賀中部広域連合給付課給付係までお問い合わせください。

問合せ先

佐賀中部広域連合 給付課 給付係

〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階

TEL 0952-40-1134 <http://www.chubu.saga.saga.jp>